ロ　次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

(1)　（略）

(2)　住宅部分の一次エネルギー消費量モデル住宅（国土交通大臣が設備に応じて住宅部分の一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(3)　（略）

三　（略）

2　前項第二号イ(1)(i)及び(ii)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

（住宅部分の設計一次エネルギー消費量）

第四条　第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）並びに第三項各号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、E_T、E_H、E_C、E_V、E_L、E_W、E_S及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T　設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）

E_H　暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_C　冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_V　機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_L　照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_W　給湯設備（排熱利用設備を含む。次項において同じ。）の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_S　エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位　一年につきメガジュール）

E_M　その他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

2　（略）

3　第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。）及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量は、次の各号のいずれかの数値とする。

一　単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値

二　単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値

4　第二条第一項及び第二項の規定は、前項第一号の共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。

ロ　次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1)　（略）

（新設）

(2)　（略）

三　（略）

2　前項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

（住宅部分の設計一次エネルギー消費量）

第四条　第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び第三項の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、E_T、E_H、E_C、E_V、E_L、E_W、E_S及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T　設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）

E_H　暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_C　冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_V　機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_L　照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_W　給湯設備（排熱利用設備を含む。次項において同じ。）の設計一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_S　エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位　一年につきメガジュール）

E_M　その他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

2　（略）

3　第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。）は、単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

（新設）

（新設）

4　第二条第一項及び第二項の規定は、前項の共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。